

6 成績等の報告

毎年3月下旬までに、奨学生現況届等と在籍学校発行の前年度の成績証明書または通知表のコピーをご提出いただきます。卒業または修了にあたっては、卒業証明書または修了証明書をご提出ください。

7 給付決定後の届出

在籍校を転学・休学・復学・退学等した場合や、受給希望者や申込人の氏名や住所に変更があった場合には届出が必要です。当財団まで必ずご連絡ください。

8 給付の打ち切り

奨学生が下記のいずれかに該当すると認められたときは、給付期間中においても、奨学金の給付が停止または打ち切りとなります。

- (1) 停学または退学処分を受けた場合
- (2) 虚偽申請
- (3) 給付規程第2条の給付資格を喪失した場合
- (4) 第8条、9条に定めた届出の履行を故意に怠った時
- (5) 第14条に定めた事項に該当する時

9 奨学金の返還

給付規程第13条第1項、第2項及び第3項に該当する場合には、奨学金の返還が必要です。

10 問合せ・提出先

公益財団法人みずほ農場教育財団 事務局

公式ウェブサイト www.mizuho-ef.or.jp 「お問い合わせ」ページからお問い合わせください。

郵送の際は、次頁の宛先を記入いただくか、点線部分を切り取って封筒にお貼りください。

また、封筒には一次選考応募時の受付番号（Rから始まる6ケタの番号）も必ずご記入ください。

申請書の送付は、直接ご家庭からでも、学校から複数まとめてお送りいただいても受付け致します。